

特殊車両の通行に関する指導取締要領の一部改正について

■改正概要

「車両の通行の制限について（昭和53年12月1日付け建設省道交発96号道路局長通達）」、「特殊車両の通行に関する指導取締要領」を（道路法47条の3に係る行政処分等の基準について）に名称を改め、内容の改正を行う。

■違反者に対する是正指導

道路管理者は、違反者を国道事務所等に呼び出し対面にて是正指導書を手渡し、再び違反行為がなされぬよう是正を求める。〔違反内容：無許可、許可証不携帯、通行条件違反、措置命令違反〕

■是正指導及び許可取消内容の公表

①道路管理者は、上記是正指導にもかかわらず、当該是正指導を受けた者が是正に応じない場合は、弁明の機会を付与したうえで、再び上記是正指導を実施し、違反者の名称、違反内容、是正指導内容等をホームページで公表する。

②是正指導内容を公表した場合は、報道機関及び関係行政機関へ公表資料を送付する。

③許可取消処分は、重大な交通事故、措置命令違反、常習違反のいずれかに該当する場合は、聴聞を行ったうえで、許可取消を行う。また、許可取消処分を受けた者の名称及び取消理由等を公表する。

■取締基地における取締の実施

違反者に対する措置は違反内容に応じて下記のとおり実施する。

①特殊車両の構造の一部又は積載物が分割可能な場合は、軽減措置（積載物取卸し）を命令する。

②特殊車両の構造又は積載物が分割不可能な場合は、その場で車両の通行中止を命令する。

③積載物の処理は当該特殊車両の使用者である運送事業者等の責任と負担で実施する。

④違反車両を停止させる場所が無い場合又は停止が不可能な場合は必要な条件を付与して違反状態を解消できる最寄りの停止場所まで、一時的な通行を指示する。

⑤道路管理者等は、違反者に対して通行の中止、軽減措置を命じた場合、当該措置命令を受けた者は措置命令の内容を履行後に履行証明書（写真等）の提出を命じ、その履行を確認する。

■告 発

重大な交通事故、措置命令違反、常習違反のいずれかに該当する場合は告発を行う。

■施 行

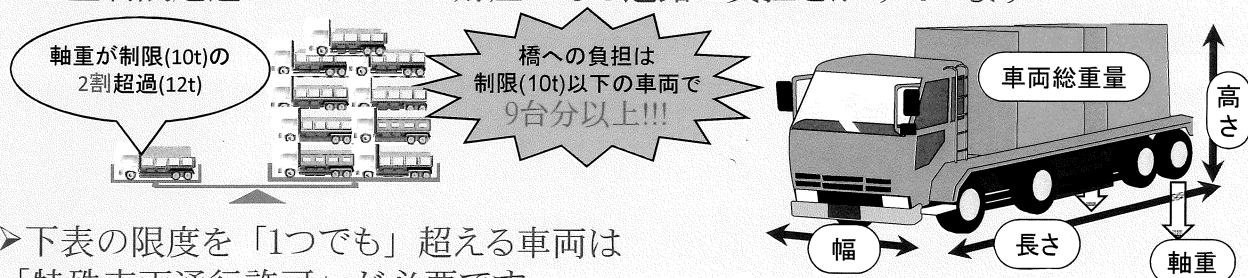
平成25年3月1日より施行している。



特殊車両の通行に関する指導取締について

平成25年3月より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それに関わらず違反が確認された場合には、その「違反者の名称や違反内容等の公表」を実施しています。

➤重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



➤下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t

【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

【申請窓口】

沖縄総合事務局 北部国道事務所
TEL:0980-52-4350
沖縄総合事務局 南部国道事務所
TEL:098-861-2336
沖縄県北部土木事務所
TEL:0980-53-1255
沖縄県中部土木事務所
TEL:098-898-5800
沖縄県南部土木事務所
TEL:098-866-1129

➤「特殊車両通行許可」の申請と許可

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
- ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

➤インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

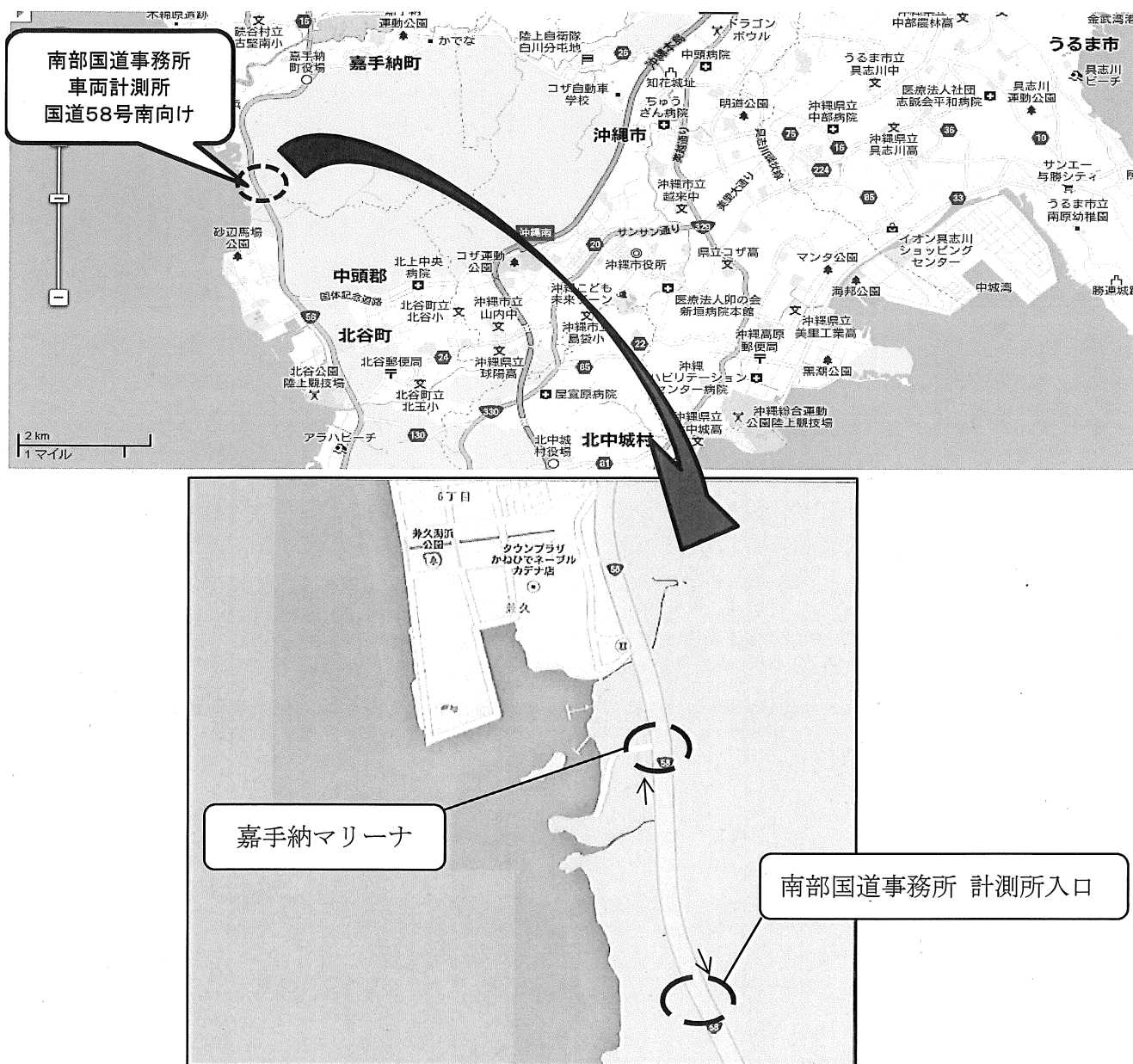
【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)

新要領に基づく違反大型車の指導・取締りの実施場所

国道58号 嘉手納町野国



南部国道事務所車両計測所

住 所 : 嘉手納町野国 6 0 8

場所説明 : 那覇から向かう場合は、嘉手納マリーナ手前の反対車線側にあるため、一端、嘉手納マリーナに入りUターンし交差点を那覇向けに約200mほど行った国道58号沿いに入り口があります。